

4 輸国第5910号

関税割当公表第 69 号の 2

令和 5 年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が 2 kg を超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が 2 kg を超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの製造用のもの（以下「無糖ココア調製品」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 5 年 4 月 3 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 無糖ココア調製品（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）別表第 1 第 1806.20 号に規定するもの）
- 2 割当数量 5, 9 0 0 トン
- 3 通関期限 令和 6 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、令和 5 年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて（令和 5 年 3 月 10 日付け 4 輸国第 5591 号関税割当公表第 69 号）による。